

山口県みほり学園施設整備設計業務 公募型プロポーザル実施に係る手続開始の公告について

次に掲げる案件のプロポーザル（技術提案書）の提出に関して次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 19 日

山口県知事 村岡 嗣政

1 目的

山口県みほり学園は、昭和 47 年 7 月の開園以降、様々な理由により社会生活への適応が困難となった子どもを受け入れ、学校教育と連携を図りながら、生活指導や心理療法等を行う県内唯一の児童心理治療施設である。

建設後 50 年が経過し、施設の老朽化や狭隘化が著しく、子どものプライバシーに配慮した居室の整備や親子を対象とした家族療法の実施などの様々な課題に適切に対応していく必要があるため、本年 3 月に「山口県みほり学園施設整備基本計画」を策定した。

施設整備基本計画には、新たなみほり学園に向けた施設整備の基本的な考え方を示しており、施設整備は次の 4 つの基本方針に基づいて進めることとしている。

基本方針 1 心理治療を必要とする子どもに対する切れ目ない支援の実施

- 入所に加え、通所や外来相談による切れ目ない支援の実施
- 施設を退所した子どもに対するアフターフォローの実施
- 児童養護施設や里親に措置されている子ども等も対象とした支援

基本方針 2 支援を受ける子どもの治療環境の充実

- 良好な家庭的環境を目指した小規模な生活単位の設定
- 子ども等の意見を取り入れた施設整備

基本方針 3 子どもと親の両方を対象とした家族療法の実施

- 家族療法のための専用室等の整備
- レスパイトや遠方からの通所支援を利用する際の宿泊等への対応

基本方針 4 心理治療の基盤となる専門人材に対する支援体制の構築

- 職員の専門性を高め、個人に問題を抱え込ませない支援体制の構築
- 専門人材の確保・育成に向けた機能的な施設整備

本施設の設計においては、児童福祉法に基づく県内唯一の児童心理治療施設であり、「心理治療」「生活指導」「学校教育」について支援が必要な子どものために、様々な課題等に対応した施設を計画することが求められる。

具体的には多様なニーズに対応したカウンセリングルーム等の専用室の整備、良好な家庭的環境を目指した小規模な生活単位の整備、家族療法のための専用室等の整備や遠方からの通所支援のための宿泊等への対応などの機能強化等に係る施設

計画が求められる。

以上のことから本業務においては、技術力や経験及び業務体制等を含めた総合的能力を評価して受託者を特定するプロポーザル方式を採用することとし、その手続きについて必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名：山口県みほり学園施設整備設計業務
- (2) 業務内容：山口県みほり学園新築工事の基本設計及び実施設計業務
仮設建築物設置に係る実施設計業務
既存建築物解体工事に係る実施設計業務
- (3) 履行期間：契約日の翌日から令和9年9月末日まで

3 参加資格

この手続に参加できる者は、共同企業体（2者で構成するもので、その出資比率がいずれの構成員も35パーセント以上であるものに限る。）であって、その構成員がいずれも次に掲げる（1）から（5）までの全ての要件に該当する者であり、（6）の要件に該当する構成員を含むものとする。

- (1) この手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者ではないこと。
- (2) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者ではないこと。
- (3) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和4年山口県告示第365号）の二の（一）の規定により格付された一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）が、公告日時点において、建築関係建設コンサルタント業務の等級区分A等級であること。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5) この手続において、共同企業体の構成員として重複していないこと。
- (6) 主たる営業所を山口県内に有し、山口県内で建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

4 手続及び日程等

このプロポーザルの手続及び日程は以下のとおりとする。

- (1) 関係資料の交付

① 資料名

- ア 手続開始の公告の写し
- イ プロポーザル説明書
- ウ プロポーザル審査評価基準
- エ 建築設計業務委託特記仕様書（案）
- オ 配置図
- カ 山口県みほり学園施設整備基本計画【概要版】
- キ 山口県みほり学園施設整備基本計画
- ク 業務内容質問書（様式１）
- ケ プロポーザル参加表明書作成要領
- コ 参加表明書（様式２）

② 交付期間 令和７年５月１９日（月）から令和７年６月４日（水）まで

③ 交付方法 山口県総務部管財課のホームページからダウンロードすること。
(URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/4/228962.html>)

(２) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和７年６月４日（水）午後４時（必着）
- ② 提出場所 ７(１)の担当部局
- ③ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は事前に電話にて連絡すること。）

(３) 技術提案書提出要請者の選定及び通知（第一次審査）

- ① 参加表明書を提出した者について、「山口県みほり学園施設整備設計業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が第一次審査評価基準に基づいて審査し、技術提案書の提出を要請する者を５者選定する。ただし、同評価の提出が５者を超えて存在する場合はこの限りではない。また、参加者が５者以下の場合は、全ての者に技術提案書の提出を要請する。
- ② ①において選定された者に対し、技術提案書の提出を要請する旨及び技術提案書作成要領などの必要な事項を記載した書面を送付する。なお、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨及びその理由を通知する。

(４) 技術提案書及び参加資格審査申請書の提出

- ① 提出期限 令和７年７月１１日（金）午後４時（必着）
- ② 提出場所 ７(１)の担当部局
- ③ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は事前に電話にて連絡すること。）

(５) プロポーザルの特定（第二次審査）

- ① 第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次審査にお

いて審査委員会がヒアリングを実施した上で、第二次審査評価基準に基づいて技術提案書を審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として特定する。

なお、ヒアリングの詳細は、技術提案書の提出要請時に通知する。

- ② 最高得点者が複数いる場合は、第二次審査評価基準の「3.（2）施設の特性を考慮した建築計画について」の評価点が最も高い者を委託候補者として特定する。
- ③ 特定された場合であっても、提案書の内容の履行を保証するものではない。
- ④ 見積価格が著しく低い場合には、「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領」を準用し、調査を行い、当該業務の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には、特定を見送る。

（6）委託候補者特定の通知

（5）において特定された委託候補者に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、委託候補者として特定されなかった者に対しては、書面によりその旨及びその理由を通知する。

（7）契約

① 契約交渉

審査委員会が特定した委託候補者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とし、その者と本件業務の契約交渉を行う。

ただし、契約交渉が成立しない場合及び特定した委託候補者に事故等があり見積書の徴取が不可能となった場合は、次点の者と契約交渉を行う。

② 契約金額

契約金額は、技術提案書に提示された見積価格（消費税抜き）以内とする。

ただし、契約に際し、業務内容を変更する場合は、この限りではない。

（8）その他留意事項

本件業務を受託した者が競争入札参加資格の建設工事に係る通知を受けている場合は、本件業務に係る新築工事等の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

5 審査評価基準

（1）第一次審査の審査評価基準

評価項目	評価事項	配点
1. 事務所の評価	・ 設計事務所の同種・類似業務実績	25点
2. 配置技術者の技術力	・ 管理技術者の同種・類似業務実績、経験、継続学習取組状況	25点

3. 設計体制	・担当技術者の同種・類似業務実績、 経験、資格、継続学習取組状況	50点
---------	-------------------------------------	-----

(2) 第二次審査の審査評価基準

評価項目	評価事項	配点	
1. 提案者の実績等	第一次審査の評価点×50／100	50点	
2. 見積価格	見積書の価格	5点	
3. 計画にあたって の考え方	(1)業務の理解度及び取組意欲	10点	45点
	(2)施設の特性を考慮した建築計画	15点	
	(3)周辺環境等に配慮した整備	10点	
	(4)円滑な業務の遂行に向けての 考え方	10点	

6 審査委員会

審査委員会の構成は以下のとおりとする。

(審査委員会名簿)

委員の所属	職 名	備 考
山口県総務部管財課	課 長	委員長
山口県健康福祉部こども・子育て応援局 こども家庭課	課 長	みほり学園 (施設整備)
山口県中央児童相談所	所 長	児童措置
山口県土木建築部建築指導課	課 長	建築
山口県教育庁学校運営・施設整備室	室次長	学校施設
山口県教育庁特別支援教育推進室	室 長	みほり分校

7 その他

(1) 担当部局

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県総務部管財課 施設マネジメント推進班 (担当 足立、窪川)

電話：083-933-2216 FAX：083-933-2269

E-mail a10600@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。

(3) 詳細及び提出様式はプロポーザル説明書による。